

通所介護 埴生の里第1号通所事業  
介護予防通所介護相当サービス 重要事項説明書

1. 事業主体概要

- ・ 事業主体名 医療法人山仁会 山口整形外科
- ・ 法人の種類 医療法人
- ・ 代表者名 山口政一郎
- ・ 所在地 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 3235 番地 3
- ・ 事業所の運営方針
  - (1) 介護予防通所介護相当サービス計画に基づいて、在宅生活の支援に努める。
  - (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行わない。
  - (3) 介護予防支援事業者、関係市町村等と綿密な連携を図り、統合的サービスの提供が受けられるように努める。
  - (4) サービスの提供にあたって、利用者又その家族に対して、処遇上必要な事項を懇切丁寧に説明し、利用者の同意を得て実施するように努める。
  - (5) 利用者の個人情報の保護は、法に基づく厚生労働省のガイドラインに沿ったものとする。
- ・ 他の介護保険関連の事業
  - 介護老人保健施設
  - 短期入所療養介護
  - 介護予防短期入所療養介護
  - 通所リハビリテーション
  - 介護予防通所リハビリテーション
  - 認知症対応型共同生活介護
- ・ 他の介護保険以外の事業
  - 山口整形外科

## 2. 事業所の概要

事業所名	通所介護 埴生の里
事業所の目的	事業対象者と特定された利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
管理者	黒木裕貴
開設年月日	平成 18 年 11 月 6 日
保険事業者指定番号	4 5 7 2 0 0 0 8 8 5
所在地 電話・FAX 番号	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 4773 番地 電話：0983-22-1661 FAX：0983-22-1661
交通の便	J R 高鍋駅よりタクシーで 5 分
建物の概要	車椅子対応可トイレあり・会議室・静養室 台所・食堂・機能訓練室が一体となった広いスペースあり
緊急対応方法	併設の医療法人山仁会山口整形外科にて対応
防火・消火設備 避難設備等の概要	スプリンクラー、誘導灯、火災報知機、消火器 2 ヶ所設置 避難訓練（年 2 回）
損害賠償責任保険 加入先	宮崎県医師協同組合 (有)エム・エム・エス・シー
苦情処理受付窓口	①埴生の里・生活相談員（電話 0983-22-1661） ※当事業所以外でも、下記のところへ苦情・相談を申し立てることができます。 ②高鍋町役場 健康福祉課介護保険係（電話 0983-26-2008） ③宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス相談係（電話 0985-35-5301）
第 3 者評価の実施	なし

## 3. 職員編成（主たる職員）

単位：人

職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会 受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			介護福祉士	認知所介護実践者研修
生活相談員	2	1	1			介護福祉士	認知所介護実践者研修
機能訓練指導員	2				2	看護師、准看護師	
看護介護従事者	6						
看護	2				2	看護師、准看護師	
介護	4	2		2		介護福祉士	

#### 4. 勤務体制

日勤帯：6人	8：00～17：00
--------	------------

#### 5. 事業所利用にあたっての留意事項

- \* 事業所内は全館禁煙です。
- \* 火気の取り扱いは、すべて禁止となっています。
- \* 設備・備品に障害を与えたり、施設外へ持出す事を禁じます。
- \* 事業所内での宗教への勧誘や活動は禁じます。
- \* 物品の売買、賭け事は禁じます。
- \* 利用時、現金は必要ありませんので持って来ないで下さい。
- \* 指輪、時計、補聴器、メガネ等が紛失した場合の責任は負いかねません。

#### 6. サービス及び利用料金

##### ◆保険給付サービス

食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等を包括的に提供し、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。（保険給付サービス以外での利用ご希望につきましては、担当者にご相談下さい。）

※下記の表は本人負担割合が1割の場合の金額です。所得によっては2割又は3割負担の場合があります。本人負担割合については、各市町村へお問い合わせください。

基本料金	通所型サービス 1	1,798 円/月
	通所型サービス 2	3,621 円/月
	若年性認知症受入加算	240 円/月
	サービス提供体制強化加算（I）	通所型サービス 1… 88 円/月
		通所型サービス 2…176 円/月
	科学的介護推進体制加算	40 円/月
	送迎未実施減算	-47 円/片道
	中山間地域等提供加算	基本報酬の 5%
介護職員等処遇改善加算 I	各加算を含む算定単位数の 9.2%	

##### ◆その他の利用料金

- ・ 食費……620 円（1食あたり）（昼食及びおやつ）
  - ・ 食費……550 円（1食あたり）（昼食のみ）
  - ・ 行事食……500 円（1回あたり）
- 行事食の食材費等としてお支払いいただきます。

- ・ 散髪代……800 円（1 回あたり）
- ・ 日用品……85 円（1 回あたり）  
石鹸、シャンプー、トイレットペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ・ 基本時間外施設利用料…1000 円（1 時間あたり）
- ・ おむつ代…実費

## 7. 緊急時の対応について

- ・ 利用中に利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な処置を講じます。また、利用者及び利用者代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

### ※協力医療機関

- ・ 名称 医療法人山仁会 山口整形外科
- ・ 住所 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 3235 番地 3

## 8. 事故発生時の対応について

- ・ サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・ 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・ 前 2 項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は利用者代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## 9. 利用の解除について

当事業所は、利用者及び利用者代理人に対し、次に掲げる場合には、介護予防通所介護相当サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び利用者代理人が、介護予防通所介護相当サービス運営規程に定める利用料金を 3 か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 15 日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護予防通所介護相当サービスの提供が不可能又は不相当と判断された場合。
- ⑤ 利用者又は利用者代理人が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

## \*重要事項説明・確認書

年 月 日

◆事業者 住 所 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 4773 番地  
事業所名 通所介護 埴生の里 ㊞

◆説明担当職員 氏名 \_\_\_\_\_

私は、介護予防通所介護相当サービスを利用するにあたり、重要事項説明書を受領し  
本書面に基づいて、担当者による重要事項の説明を受けた事を確認します。

◆利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

◆利用者代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(利用者との関係 )